

## 国保だより

# 国民健康保険無診療表彰受賞おめでとうございます

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

富士見町国民健康保険では、平成29年度無診療表彰を行いました。

●対象 昨年4月～今年3月までの1年間を通じて、一度もお医者さんにかからず健康に過ごされた世帯

●表彰総数 122世帯

※1 無診療期間が1年…63件 2～4年…41件 5～9年…13件 10年以上…5件

※2 最長は19年間無診療です(1件)

国保特別会計の支出のうち、最も多くを占めるのは医療費です。医療機関にかかる人の増加や医療技術の高度化により医療費は年々増え続けています。

このような中、大きな病気やケガもなく、日々自己管理され、健康に過ごされているみなさんは、健康な町民の代表といえます。

毎日を元気で楽しく過ごしていられるように、日常から健康管理を意識して過ごしたいものですね。



## 交通事故などにあつたときは「第三者行為による傷病届」の手続きを!

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をした場合の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです(過失割合に応じて)。従って、国保を使ったときは加害者が支払うべき医療費を国保が一時的に立て替え、後からその費用を加害者に請求することになります。

このように国保が費用の請求を行うために**第三者行為による傷病届**が必要となります。交通事故にあつたらすぐ警察に届け、**治療に国保を使うときは国保の窓口への届出も忘れずに行いましょう。**

また、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませてしまうと国民健康保険が使えなくなりますので、示談の前に必ず国保年金係に相談してください。

### 相手のいる交通事故以外に、次の場合も届出が必要です。

- 自損事故で、運転者や同乗者が負傷したとき
- 他人の飼い犬や飼い猫にかまれたとき
- けんかなどで他人の暴力で負傷したとき
- 飲食店などで食中毒になったとき

届出には、国民健康保険証、治療を受けた被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード、来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)が必要です。

また、書類については、傷病届(被害届)、事故発生状況報告書、交通事故証明書、念書等が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

## 年金だより

# 便利なインターネットサービス「ねんきんネット」

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「ねんきんネット」は、年金についての情報をインターネットを使って確認できるサービスです。24時間いつでも確認できます。ぜひご利用ください。

### 「ねんきんネット」でできること

- ご自宅のパソコンやお手元のスマートフォンで、24時間いつでも最新の年金記録が確認できます。
  - 将来の年金見込額を試算することができます。
  - 郵送でお届けしている「ねんきん定期便」がパソコン等で確認できます。
- ご利用には申し込みが必要です。日本年金機構のホームページで申し込みができます。年金手帳をご用意の上、お申し込みください。

※日本年金機構ホームページ [http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

※電話でのお問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

☎0570-058-555

(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1144)

